

建設工事成績評定要領一部改定の概要（一般土木工事関係）

1. 工事成績採点表を最終設計金額に関わらず同一の様式に統一。

(現行) 最終設計金額が 500 万円以上の工事は様式番号土 2 - 1、130 万円を超え 500 万円未満の工事は様式番号土 2 - 2 の採点表により採点している。

(改定) 本要領により成績評定を行う工事については、全て様式土 2 - 1 の採点表により採点する。

(改定箇所) ・工事成績評定の様式一覧（一般土木工事関係）

「500 万円以上」の欄は残るが「500 万円以上」の文言を削除

「130 万円を超え 500 万円未満」及び「130 万円以下」欄を廃止

- ・様式土 1 - 2〔項目別評定点（130 万円を超え 500 万円未満）〕を廃止
- ・様式土 2 - 2〔工事成績採点表（完成）（130 万円を超え 500 万円未満）〕を廃止
- ・様式土 3 - 2③ 評定者欄の「(500 万円未満【検査員】)」を削除
- ・様式土 3 - 7 及び土 3 - 9 の「【主任監督員】(500 万円未満【一般監督員】)」を「【主任監督員】」に変更

(改定理由) 令和 3 年 4 月 1 日より検査時確認書類を明確化することに伴い、工程管理、安全対策関連の書類を検査員が直接確認することがなくなるが、現行の 130 万円を超え 500 万円未満の工事においては工程管理、安全対策を検査員が採点しており、書類を確認しない検査員が採点することに無理があるため、工程管理、安全対策の採点を主任監督員が行っている現行の 500 万円以上の様式に統一する。

2. 採点表の第一次評定者主任監督員の項目別の点数の変更。

(改定) ・工程管理、安全対策の a 及び b の点数を変更する。

- ・工事特性の点数の範囲を変更する。

(改定箇所) ・様式土 2 - 1 ②主任監督員欄

イ) 2)工程管理、3)安全対策の点数を以下のように変更

工程管理：a(2.0 → 4.0)、b(1.0 → 2.0)

安全対策：a(3.0 → 5.0)、b(1.5 → 2.5)

ロ) 工事特性の点数の範囲を「20.0～0」から「16.0～0」に変更（関連して様式土 3 - 7 が変更）

(改定理由) 工事特性に該当する工事が稀であるため、主任監督員の評定において高い点数が出にくい傾向にあった。よって工事特性の配点を下げ、逆に工程管理及び安全対策の配点を上げることにより、工程管理及び安全対策が a あるいは b であるときは工事特性に該当しない場合でも現行より主任監督員の評定点が上がるようにするものである。

3. その他の様式変更について

- ・ 下記様式の評価対象項目の文面を一部見直し、変更する。
変更する様式…様式土3-1、土3-2①～④、土3-4(1)
- ・ 鳥取県の工事成績評定要領中の出来形及び出来ばえ(評定者は検査員)についての様式の改正に伴い、本市の同様式も変更する。
変更する様式…様式土3-5(9)、土3-5(26)、土3-5(27) (以上は新規)
様式土3-5(3)、土3-5(8)-1～3、土3-5(23)、土3-6②、土3-6③、土3-6④、土3-6⑥
- ・ このたび、評定対象外とする工事について本要領中に盛り込むことに伴い、様式一覧の「130万円以下」の欄及び様式2-3、4の「130万円以下」の文言を削除する。